

発議第2号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年7月6日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 帯田 裕 達

提 案 理 由

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数改善等の施策が最重要課題となっており、そのための条件整備は不可欠である。

ついては、関係行政庁に対し、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であります。特に、小学校においては、平成30年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整などに苦慮する状況となっております。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題であります。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働の是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であります。

よって、政府においては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年 7 月 6 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣